

H I G A S H I M I K A W A

広報

ひがしみかわ

東三河
広域連合広報

Vol.2

主な内容

- 東三河広域連合の取り組み
- 東三河広域連合議会 議会報告
- 消費者だより

東三河広域連合

東三河広域連合は、東三河8市町村（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）で構成される特別地方公共団体です。

東三河広域連合の取り組み

東三河広域連合は、将来にわたって地域の住民の暮らしと振興発展を支える「地域力」を高めるため、魅力ある地域づくりに資する新たな連携事業に取り組みとともに、広域的な課題に地域が主体的に対応できる「自立力」を高めることができるよう、権限移譲に向けた取り組みを進めます。

また、各市町村の個性や資源を生かしながら、東三河8市町村がそれぞれ行っている事務を共同で処理することにより、効率的かつ効果的な行政への転換を図ります。

広域連合の取り組みが住民の暮らしの向上に資するものとなるよう、実現可能な事務から段階的に取り組みながら事務の拡充や新たな分野の開拓に努め、将来にわたって「成長する広域連合」を目指します。

広域連携事業

東三河地域に新たな魅力と活力を創造します

東三河8市町村の広域行政主体である東三河広域連合が、これまで単独の市町村では実施が困難であった新たな連携事業に取り組み、東三河地域全体の振興に資する新たな広域行政を展開します。

(取り組み例)

◎ 東三河アンテナショップ構想の推進

(平成27年度から調査研究を行っています。)

◎ 魅力の発信、

ブランド力向上に向けた取り組み

◎ 東三河地域への交流人口や

移住人口を増やす取り組み など



権限移譲事務

権限の移譲を受け地方分権改革を進めます

東三河地域の自己決定、自己責任に基づく分権型社会の実現を目指し、広域的な課題に地域が主体的に対応できるよう、権限移譲の受け皿となる体制を整え地方分権改革を進めます。

(取り組み例)

◎ 児童相談所の運営

◎ 保健所の運営 など



共同処理事務 既存の事務を共同処理し効率化を図ります

東三河8市町村がそれぞれ行っている事務を広域連合で一括して処理すること、行政サービスの水準を維持するとともに事務の効率化を図ります。

介護保険事業

介護保険事業の安定的な運営とそれを支える財政基盤の強化を図ります

平成30年度からの保険者統合に向け、第7期介護保険事業計画の策定やサービス提供体制の構築など必要な準備作業を行っています。

(平成27年4月から準備作業を行っています。)

消費生活相談等に関する事務

複雑・高度化する消費者問題から住民の消費生活の安全を守ります

専門性の高い体制のもと、悪質商法などの消費者問題に関する相談、出前講座をはじめとした各種啓発を行います。

(平成27年4月から啓発等の事務を行い、相談業務は平成28年4月から行います。)

滞納整理事務

税収を向上させ住民負担の公平性を確保します

東三河8市町村から移管を受けた地方税及び国民健康保険料の高額・徴収困難事案について、納税折衝、財産調査、滞納処分等の滞納整理を行います。

(平成28年4月からの実施に向け、準備作業を行っています。)

障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

公平・公正かつ効率的な審査会を運営します

障害を持つ方の心身などの状況に応じ、サービスを適切に受けられるよう支援の度合いを審査判定する障害支援区分認定審査会を設け、運営します。

(平成27年4月から事務を行っています。)

社会福祉法人の認可等に関する事務

社会福祉法人の健全経営と適切な事業運営を確保します

特別養護老人ホームや保育所などを運営する社会福祉法人の認可や会計処理などの指導監査等を行います。

(平成27年4月から事務を行っています。)

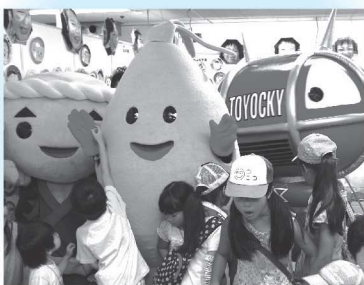
航空写真撮影等に関する事務

広域図面を作成し一体的な地域づくりに役立てます

都市計画基本図や固定資産税の評価等に利用する航空写真及び地形図データを作成します。

(平成28年4月からの実施に向け、準備作業を行っています。)

他にこんなことも…



- ・一体的な情報発信
- ・市町村職員を対象とした研修
- ・行催事への出展 など



「ほの国東三河WAON」による地域振興



「ほの国こどもパスポート」による公共施設の利用促進

平成26年度一般会計決算

平成26年度の一般会計の決算についてお知らせします。
歳出の主な内容は、議会や事務局の運営費用です。
なお、歳入と歳出の差引額は、24万7千円となりました。
※平成27年1月30日から平成27年3月31日までの
期間に要した費用です。

歳入 145.5万円

◆ 分担金及び負担金 構成市町村からの負担金

・ 豊橋市	71.5万円	・ 田原市	12.3万円
・ 豊川市	34.9万円	・ 設楽町	1.1万円
・ 蒲郡市	15.4万円	・ 東栄町	0.7万円
・ 新城市	9.4万円	・ 豊根村	0.2万円

歳出 120.8万円

◆ 議会費 議会の運営や議員報酬などの費用

・ 議員活動費	44.4万円
・ 議会事務費	16.2万円

◆ 総務費 事務局の運営などの費用

・ 総務事務費	60.2万円 (事務所備品、消耗品など)
---------	-------------------------

◆ 性質別分類

人件費
(34.9%)
42.2万円

物件費
(65.1%)
78.6万円

歳入歳出差引額 24万7千円

平成27年度一般会計補正予算

平成27年度の一般会計補正予算として、「東三河アンテナ
ショップ実現可能性調査」に要する費用1千万円を8月定例
会に計上し、議決されました。
首都圏でのアンケートや特産品の流通状況の分析等を行
い、その結果を踏まえて東三河が新店を目指すアンテナ
ショップのモデルを構築します。

歳入

内 訳	当初予算額	補正額	計
分担金及び負担金	1億8,508.6万円	600.0万円	1億9,108.6万円
県支出金	2,201.7万円	400.0万円	2,601.7万円
歳入合計	2億 760.5万円	1,000.0万円	2億1,760.5万円

歳出

内 訳	当初予算額	補正額	計
事業費	7,076.0万円	1,000.0万円	8,076.0万円
歳出合計	2億 760.5万円	1,000.0万円	2億1,760.5万円

収入

内 訳	現計予算額	収入済額	執行率(%)
分担金及び負担金	1億9,108.6万円	9,247.6万円	48.4
繰越金	0.1万円	24.8万円	248.0
県支出金	2,601.7万円	11.1万円	0.4
諸収入	50.1万円	4.1万円	8.2
合 計	2億1,760.5万円	9,287.6万円	42.7

支出

内 訳	現計予算額	支出済額	執行率(%)
総務費	1億3,222.0万円	1,070.9万円	8.1
事業費	8,076.0万円	940.4万円	11.6
議会費	447.5万円	144.0万円	32.2
公債費	5.0万円	0円	0
予備費	10.0万円	0円	0
合 計	2億1,760.5万円	2,155.3万円	9.9

平成27年9月30日現在の一般会計予算の執行状況について
公表します。
※執行率は、現計予算額に対して平成27年9月30日現在で
収入済み及び支出済みとなった割合です。
※現計予算額には、平成27年度中の補正分を含んでいます。

平成27年度一般会計予算の執行状況

お知らせ



東三河広域連合公式フェイスブックページを開設しました

総務課

0532-3516000

東三河広域連合公式フェイスブックでは、東三河のイベントや観光などの情報をいち早くお届けします。

ぜひ、「いいね」で応援してください。



公式facebook
二次元コード

Uターン就職のための東三河地域企業訪問バスツアー

愛知県東三河総局産業労働課

0532-5412582

東京圏に住む学生さんのUターン就職を応援します。

東京駅―豊橋駅の新幹線往復運賃は運営事務局が負担します。参加費無料。昼食付。

開催日 平成28年2月16日(火)

対象者 東京圏の大学や短大、専門学校に在学中でこれから就職を考えている学生

概要 午前8時東京駅集合。

豊橋駅に移動し、バスで企業を数

社訪問。午後5時30分頃豊橋駅にて解散。

定員 40名(先着順)

申込締切

平成28年2月5日(金)午後5時

申込先 東三河地域企業訪問

バスツアー運営事務局(株)サイエンスクリエイト)

0532-44-1111

ホームページ

http://www.tsc.co.jp/jinzai/jinzai_12/

「あいちトリエンナーレ2016」ボランティア募集

あいちトリエンナーレ2016

ボランティア事務局

052-961-4561

平成28年8月11日から10月23日まで開催する国内最大級の現代アートの祭典「あいちトリエンナーレ2016」の各会場で活動していただくボランティアを募集します。

今回は豊橋市も会場になり、まちなかでのパフォーマンスや作品展示などが予定されています。

募集条件や申し込み方法等をホームページでご確認いただき、ぜひ応募ください。

活動内容

展示作品の看視や会場案内、ガイドツアーなど

募集期限 平成27年12月28日(月)
予定人数 1200人程度
申込方法

ホームページの登録フォーム、または登録用紙により郵送、FAXでお申し込みください。詳細はホームページでご確認ください。

ホームページ

<http://aichitriennale.jp/>

トピックス

愛知大学と連携・協力に関する協定を締結しました

10月6日、東三河広域連合と愛知大学が、東三河地域の発展に向けて多様な分野で協力していくための協定を締結しました。

調印式には、愛知大学の佐藤元彦学長と東三河広域連合の広域連合長及び副広域連合長が参加し、まちづくりや産業振興、生涯学習などの分野で相互に連携協力することを確認しました。



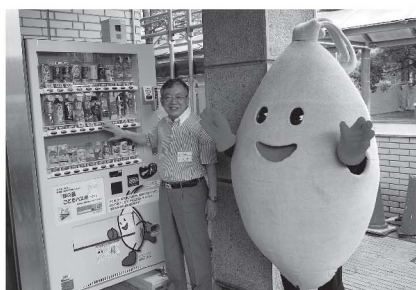
調印式の様子

「ほの国みのりん自動販売機」を設置しました

東三河広域連合は、米久ベンディング株式会社と連携し、東三河のマスケット「みのにん」のラッピングを施した「ほの国みのりん自動販売機」の第1号機を豊橋市役所に設置しました。

この自動販売機の売上金の一部は、毎年、東三河広域連合に寄付され、東三河地域の振興に生かされます。

今後、この活動を広げていきます。



第1号機設置セレモニーの様子

採用情報



東三河広域連合非常勤嘱託員募集

総務課

0532-3516000

平成28年4月採用予定の非常勤嘱託職員を募集します。

○募集人員 1人

○業務内容 庶務経理事務など

○勤務地 豊橋市職員会館

○勤務時間 31時間/週

○報酬月額 20万2600円

※社会情勢等により変更することがあります。

○処遇

報酬のほか厚生年金、健康保険など社会保険に加入

○募集要綱などの配布

東三河広域連合総務課

※ホームページからもダウンロード可

ホームページ

<http://www.east-nikawa.jp/>

○その他

試験日程など詳細は募集要綱参照

○申込締切

12月24日(木)までに申込書など

必要書類を直接又は郵送で東三河広域連合総務課まで

東三河広域連合議会 議会報告 8月定例会

東三河広域連合議会8月定例会が、8月10日から8月11日まで豊橋市議会議場で開かれました。平成26年度歳入歳出決算認定、平成27年度補正予算案などが審議され、いずれも原案どおり認定・可決されました。審議された議案は次のとおりです。

決算認定

■平成26年度一般会計
歳入歳出決算認定

条例等

■東三河広域連合議会
会議規則の一部を改正する
規則

予算

■平成27年度一般会計補正予算

一般質問



星野隆輝議員
(豊橋市)

■広域連合における 地方創生について

問 人口減少社会への東三河広域連合としての対策について伺う。

答 (広域連合長) 地方への人材還流や企業等における就労拡大、地域の魅力発信など、構成市町村と協議をしながら積極的に推進したい。

問 新たな圏域づくりとしての広域連合の国の支援の受け方について伺う。

答 (事務局長) 現時点では、広域連合への交付金は、一旦、構成市町村に交付され、その交付金を広域連合へ負担金

として支出する形を想定している。

問 地方移住支援が保険者統合に向けた介護保険事業に与える影響の認識について伺う。

答 (広域連合長) 介護保険事業の統合を通じて、高齢者の地方移住支援に関わりなく、医療や介護を受けることができる体制を整備、構築することが必要である。



柿原洋二議員
(豊川市)

■新たに就任した副広域 連合長の東三河広域連合に 対する考え方について

問 東三河広域連合に対する考え方について伺う。

答 (山下副広域連合長) 二つの市町村では解決できない行政課題への対応やより効率的な行政運営を東三河広域連合で行っていく。

答 (村上副広域連合長) 小さな自治体だけでは、十分な行政サービスを提供していくことは困難となっている。効率

的な公共投資と住民サービスの向上などの課題に対応していく。

■東三河広域連合の 共同処理事務について

問 事業実施に向けた準備事務の進捗状況について伺う。

答 (事務局長) 介護保険事業については、構成市町村が行っているサービスや業務内容の把握、介護保険システムの開発に係る仕様の作成などを行っている。

問 滞納整理等に関する事務については、来年度からの徴収開始に向けて、条例規則等の準備、収納支援システムの開発などを行っている。

答 航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務については、仕様書作成のための調査などを行っている。

問 共同処理事務の拡充に対する考え方について伺う。

答 (事務局長) 共同処理することにより、住民サービスの向上や経費面で効果が図られるものは、設立当初の事業内容にとどまらず、事務の拡充や、新たな分野の開拓に努めていく。



松本昌成議員
(蒲郡市)

■滞納整理事務について

問 平成28年度事業開始に向けての準備状況について伺う。

答 (税務事業部長) 滞納整理事務に必要な人員体制、事務にかかる条例、規則の検討のほか、収納支援システムの導入を行っている。

問 広域連合移行の課題についての認識を伺う。

答 (税務事業部長) 滞納処分などにより早期に債権確保を図ること、滞納処分の執行停止や不納欠損処分の適否判断を適切に行うことや東三河全体の徴収技術の更なるレベルアップを図ることが課題である。

問 納税緩和制度についての認識を伺う。

答 (税務事業部長) 平成28年4月から地方税の徴収猶予及び換価の猶予について制度改正されることに伴い、広域連合においても各市町村と同様の考え方で条例整備していく。



山口洋一議員
(新城市)

■平成28年4月から実施
予定の航空写真撮影等
に関する事務について

問 広域連合で事務処理をする
とした経緯と理由を伺う。

答 (都市計画事業部長) 共同事務
処理により経費の縮減と基
準及び品質の統一が期待できる
ことから取り組むこととした。

問 航空写真はデジタルマップ
ピングデータ化されるか伺う。

答 (都市計画事業部長) 都市
計画区域内ならびに準都市
計画区域内においては、デジ
タルマップングデータとして整
備していく。

問 市町村間の重複は解消さ
れるのか伺う。

答 (都市計画事業部長) これ
までは、市町村境で重複して
撮影してきたが、このよう
な撮影の重複は解消される
ことになる。

問 都市計画法との係わりは
どうか伺う。

答 (都市計画事業部長) 都市
計画基礎調査は、都市計画
法第6条に概ね5年ごとに
調査を行うことと定められ
ているが、写真撮影や都市計

画基本図の作成周期は定めら
れておらず問題はない。



杉浦文平議員
(田原市)

■介護保険一本化の考え方について

問 保険者統合後の介護保険料
額設定の考え方について伺う。

答 (福祉事業部長) 基本的
には保険料段階数及び所得段
階区分、保険料率、並びに介
護保険料額は統一するべきで
ある。介護サービス基盤の整
備状況や住民ニーズを見極
めたうえでサービスの平準化
を目指していく。

問 保険者統合後の滞納整理
の実施体制について伺う。

答 (福祉事業部長) 滞納整理
にあたっては、文書催告、電話
催告、臨戸訪問など滞納期
間や滞納者の状況によって対
応が変わるが、東三河全域で
同じ水準の業務が遂行でき
るよう検討していく。

滞納整理に十分な人員を確
保出来なかった市町村にとつて
は、広域連合化によるスケール
メリットで、今まで以上の効
果が期待できる。

問 施設が少ない地域におけ
る今後の施設整備方針につ
いて伺う。

答 (福祉事業部長) 施設数や
介護事業所数で整備の優先
度を決めるのではなく、その
地域のニーズや高齢者・要介
護認定者の今後の推移を見
極めたうえで適切な施設整
備計画を策定していく。

問 介護保険事業の統合の考
え方について伺う。

答 (福祉事業部長) 統合によ
り、住民サービスの低下や利
便性が損なわれることがない
よう、住民の一番身近な窓口は
従来どおり機能させるとと
もに、広域連合化によるス
ケールメリットを活かした業
務の効率化や費用の軽減効
果が図られるよう十分な検
討を行う。



豊田一雄議員
(豊橋市)

■広域連合強化充実に向けて
目指す方向性について

問 広域連携事業における会
議体をいつ設置するのか伺う。

答 (事務局長) それぞれの調査
研究の進捗状況に応じ、必要

な時期に体制のあり方も含
めて検討する。

問 共同処理事務、広域連携
事業、権限移譲事務などに
つき、それぞれの執行責任を
担う担当委員制を導入す
る考えについて伺う。

答 (事務局長) 現時点では担
当委員制を導入する段階に
はない。

問 広域連合事業の分野別の
ビジョンや計画の策定及び公
開する考えについて伺う。

答 (事務局長) 多くの分野で事
業を展開することになれば、広
域計画の中で分野別のビジョ
ンや事業の推進計画を示して
いくことも検討していく。

問 特区制度の活用を積極的
に行うべきではないかと考え
るが、その認識について伺う。

答 (事務局長) 特区制度を含
めどのような制度を活用すれ
ばこの地域にとって最大の効
果を得ることができるとを見
極めたうえで施策を実施して
いきたい。



鈴木貴晶議員
(蒲郡市)

■広域連携事業について

問 今後、東三河の方向性とし
てインバウンドを積極的に取り
込む用意があるのか伺う。

答 (広域連合長) 今後、東三河
地域が一体となったインバウン
ドの促進は、ますます重要になっ
ていくと考えている。また、東三
河での広域観光ルートはインバ
ウンドに限らず、国内旅行者に
対しても大変重要な要素で
ある。

問 「昇龍道プロジェクト」との
関わり方について伺う。

答 (広域連合長) 中部運輸局が
進める大事な政策であるが、紹
介される東三河の観光地が限
定されている。東三河の魅力を
しっかりと出し、インバウンドの効
果を使って「昇龍道プロジェクト」に乗って、この地を訪れても
らう機会を増やしたい。

問 東三河としてJNTO(日
本政府観光局)認定観光案内
所の「カテゴリー3」取得の考
えについて伺う。

答 (広域連合長) 「カテゴリー3」
の観光案内所は、国内最高水
準の機能が求められる。東三河
全体のレベルを考え、まずは「カ
テゴリー2」を当面の目標にし
ていきたい。

お知らせ

東三河広域連合議会定例会は
8月と2月の年2回開催します。

消費者だより

みんなで守ろう消費生活

Vol.2

平成28年4月から 消費生活相談業務を始めます



平成28年4月1日から東三河広域連
合で消費生活相談業務を開始します。

これまで、各市町村で行われていた相
談業務を広域連合で一体的に行うことで
相談サービスの充実を図ります。

消費生活相談とは どういうもの？

衣・食・住など消費生活全般に関する
商品・サービスへの苦情や相談について問
題解決のお手伝いをします。



どのような体制で 相談を行うの？

豊橋市役所内に置く東三河消費生
活総合センター（仮称）の下に、各市町村
に消費生活センターや相談室を置き
ます。（下図のとおり）
各市町村の窓口は存続したまま、
相談員の配置を増やすことなどによ
り体制を充実させます。



相談体制

東三河消費生活総合センター（豊橋市役所内）



※名称等は変更することがあります。

広域連合が実施することで
住民サービスがどう変わるの？

これまで、相談される方は、お住まい
の市町村または県の窓口で相談してい
ましたが、これからは東三河の住民は
東三河のどの市町村の窓口でも相談
することができるようになります。

また、今まで専門相談員がいなかつ
た市町村にも専門相談員を配置する
ことにより、これまで以上に質の高い
相談が受けられるようになります。

広域連合で相談業務を 行うことになった理由は？

近年巧妙化する悪質商法やイン
ターネットの進展などにより複雑・高
度化する消費者問題から、将来にわた
つて地域住民の消費生活の安全を守る
ため、より専門性の高い相談体制を整
備する必要があるからです。

平成28年4月からの消費生活相談
業務の開始に伴う、相談窓口の連絡先
などの変更点については東三河広域連
合ホームページや各市町村広報誌等で
随時お知らせいたします。

	消費生活相談員による出前講座	落語家・漫談家による出前講座
対 象	東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)在住・在学・在勤のグループ	
日 時	原則として平日の10時～15時(土・日・祝日・夜間は要相談)	
時 間	30分～1時間(希望の時間で調整)	1時間～1時間30分
費 用	無 料	
内 容	年代層に合わせて、ご希望のテーマでお話します。 ・悪質商法の事例とその対処法 ・クーリング・オフについて ・インターネットトラブル 等	悪質商法にあわないための注意点を落語や漫談で楽しく学びます。
場 所	指定の場所に伺います。	落語の出前講座は着替え室が必要。 また高座で落語を行うため、可能であればステージまたは座卓等のある部屋をご用意ください。
人 数	少人数でも可	20人以上
申し込み	随時受け付け	開催日の1か月前までに申し込み

消費生活出前講座を活用してください。
東三河広域連合では、消費生活に関する様々な情報や悪質商法にあわない方法などをお話しする出前講座を開催しています。落語家や漫談家による出前講座もありますので、ご利用ください。



申込先

東三河広域連合消費生活課
(豊橋市役所安全生活課内)

TEL 0532-51-2307 FAX 0532-56-0123

メール shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp ※日時・時間・場所・人数等をお伝えください。

おかしいな 困ったなと思ったら 一人で悩まず相談を

平成28年3月までの
相談窓口はこちら

● 豊橋市消費生活相談室

TEL 0532-51-2305 ・月～金 10:00～16:30
豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館2階 安全生活課)

● 豊川市消費生活センター

TEL 0533-89-2238 ・月～金 9:00～16:00
豊川市諏訪1丁目1番地(豊川市役所 北庁舎4階)

● 蒲郡市消費生活相談室

TEL 0533-66-1204 ・月～木 10:00～12:00 13:00～16:30
蒲郡市旭町17番1号(蒲郡市役所 新館2階)

● 新城市消費生活相談

TEL 0536-23-7634 ・第1・2・3・4火 13:00～16:00
新城市字西入船5番地2(新城市勤労青少年ホーム1階 商工・立地課)

● 田原市消費生活相談室

TEL 0531-23-3818 ・火・木 9:00～12:00 13:00～15:30
田原市田原町南番場30番地1(田原市役所 北庁舎1階 商工観光課)

● 設楽町役場

TEL 0536-62-0527 ・月～金 9:00～16:00
設楽町田口字辻前14番地(設楽町役場産業課)

● 東栄町役場

TEL 0536-76-1812 ・月 8:30～12:00
東栄町大字本郷字上前畑25番地(東栄町役場経済課)

● 豊根村役場

TEL 0536-85-1311 ・月～金 要電話予約
豊根村下黒川字蕨平2番地(豊根村役場商工観光課)

● 東三河消費生活相談室

TEL 0532-52-0999 ・月～金 9:00～16:30
豊橋市八町通五丁目4番地(東三河県庁(東三河総合庁舎)1階)

● 新城設楽消費生活相談室

TEL 0536-23-8701 ・月～金 9:00～15:00
新城市字石名号20番地1(新城設楽総合庁舎1階)

消費者ホットライン TEL 188(イヤヤ) お近くの相談窓口につながります!



流行っていますこんな手口

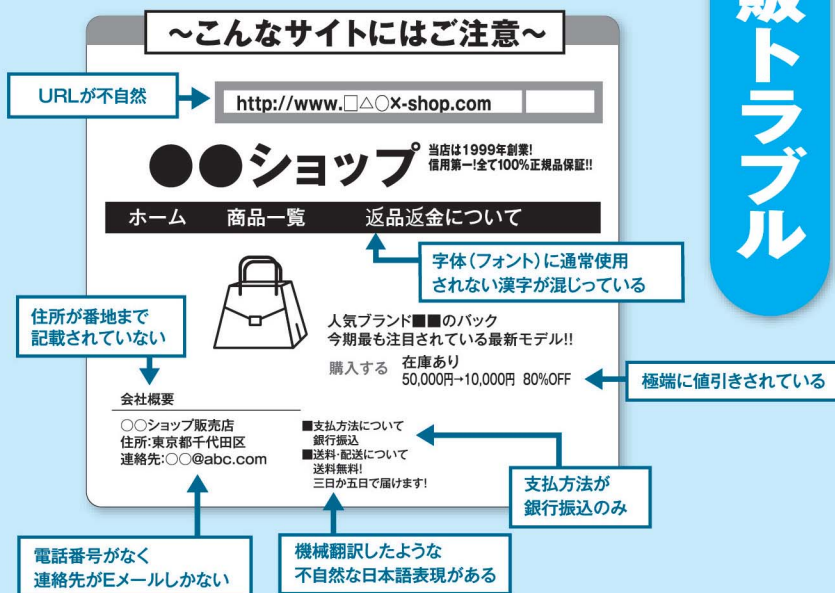
悪質商法

にご注意!!

消費生活相談窓口には、さまざまな相談が寄せられています。
今回はインターネットに関するトラブルの代表的な事例を紹介します。

インターネット通販トラブル

● 手軽で便利なインターネット通販で、欲しい物を注文し、前払いで代金を支払ったのに、「商品が届かない」、「注文したものでないコピー商品や全く違う商品が届いた」というトラブルです。



ポイント

疑わしいサイトは利用しない!
申し込みの際には細心の注意を!

- 所在地や連絡先など通販事業者の情報をしっかりと確認しましょう。
- 極端に値引きされている場合は、コピー商品の可能性がありますのでよく考えてから手続きをしましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されませんので返品条件を必ず確認しましょう。

※クーリング・オフ制度

訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になつて契約をやめたいと思えば、法定の契約書面を受け取った日から8日間(いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間)であれば無条件で契約の解除ができる制度



架空請求

● 架空請求とは、メールやはがき、電話などで、利用していないアダルト情報番組等の料金を請求し、現金などをだまし取る手口です。

● 多くの場合、具体的な金額を明記せずに「このままでは裁判や訴訟になる」、「法的措置を取る」などと不安をあおって、連絡を取らせようとします。



ポイント

- 請求者に連絡しない！**
身に覚えがなければ無視すること！
- 身に覚えのない請求について、支払う必要はありません。
 - 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても連絡してはいけません。請求がエスカレートする可能性があります。
 - 「訴訟を起こす」、「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ、無視しましょう。
 - 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配な時は、消費者ホットライン ☎ 188 (イヤヤ) など消費生活相談窓口にご相談ください。

サクラサイト商法

● サクラサイト商法とは、悪意のあるサイト業者に雇われた「サクラ」が、異性や芸能人、占い師、社長などのキャラクターになりすまし、利用者の心の隙をついてサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、利用するたびにお金を支払わせるといった手口です。

サクラサイト

「オトモダチになって!!!」大好きなタレントからのメッセージ!?



ポイント

- 知らない人からのメールには要注意！**
あやしいと感じたら関係を断つ！
- 「タレントに会える」、「相談につてくれたらお金を支払う」などの本当かどうか確認できないメールに返信してはいけません。
 - サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料になるサイトもあります。
 - 登録した後であっても、不審な点を感じたらキツパリと関係を断ちましょう。
 - トラブルにあつたり、不安に思うことがあれば、消費者ホットライン ☎ 188 (イヤヤ) など消費生活相談窓口にご相談ください。



水族館や動物園、温泉施設まで 「ほの国こどもパスポート」 で東三河をお得に満喫

ほの国こども
パスポートとは...

東三河地域に在住または在学の
小中学生に配布されているカードです。
対象施設(下記参照)で提示すると、
入場料等が**無料**になります。

通常2,500円(小学生以下)、3,500円(中学生)の
茶臼山高原冬季スキーリフト1日券も無料に!!



市町村名	対象施設	市町村名	対象施設
豊橋市	豊橋総合動植物公園	田原市	田原市博物館
	豊橋市民プール		吉胡貝塚資料館
	豊橋市視聴覚教育センター(プラネタリウム)		赤羽根文化広場(パターゴルフ場)
	豊橋市自然史博物館	設楽町	歴史の里田峯城
	豊橋市美術博物館		ふれあい広場 (温水プール・トレーニングルーム・多目的ホール)
	豊橋市二川宿本陣資料館		つぐグリーンプラザ(プール・トレーニング室)
	豊橋市青少年センター(体育室)		設楽町奥三河郷土館
	こども未来館(まち空間)		
豊川市	ジオスペース館	東栄町	東栄町民芸館・博物館
	豊川市プール		花祭会館
蒲郡市	蒲郡市竹島水族館		とうえい温泉
	生命の海科学館	豊根村	茶臼山高原の美術館
新城市	設楽原歴史資料館		森遊館(プール・トレーニング室)
	長篠城址史跡保存館		湯へらんどバルとよね
	鳳来寺山自然科学博物館		茶臼山高原スキー場 (冬期リフト)
	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな(スポーツ施設)		湯の島温泉
	作手B&G海洋センター(プール)		



※施設によって開館(園)日が異なりますのでご注意ください。

※施設によって無料となる対象が異なります。

※カードの配布はありませんが、東三河地域に在住または在園の未就学児についても対象施設の入場料等が無料になります。施設の窓口にてお申し出ください。

お問い合わせ先 総務課 TEL 0532-35-6000

お問い合わせ先

【個別の事務に関すること】

以下の各事務は豊橋市役所内で行っています。【豊橋市役所の所在地:〒440-8501 豊橋市今橋町1番地】

●消費生活相談等に関すること

消費生活課 (豊橋市役所東館 2階 安全生活課内) TEL 0532-51-2307

●障害支援区分の認定審査に関すること

障害福祉課 (豊橋市役所東館 1階 障害福祉課内) TEL 0532-51-2340

●社会福祉法人の指導監査や認可等に関すること

監査指導課 (豊橋市役所東館 3階 福祉政策課内) TEL 0532-51-2342

●介護保険の統合に向けた準備に関すること

介護保険準備室 (豊橋市役所東館 3階 長寿介護課内) TEL 0532-51-2331

●市町村税等の滞納整理事務の準備に関すること

滞納整理準備室 (豊橋市役所西館 2階 納税課内) TEL 0532-51-2254

●航空写真撮影等の準備に関すること

都市計画準備室 (豊橋市役所東館 9階 都市計画課内) TEL 0532-51-2622

【その他 広域連合全般に関すること】

総務課

〒440-0806

豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館 4階

TEL 0532-35-6000 FAX 0532-56-1555



東三河広域連合の

取り組みに関し、

ご意見をお寄せください

ホームページ内「お問い合わせ」、
郵便、FAXで承ります。

12月1日
リニューアル!

NET

東三河広域連合ホームページ

http://www.east-mikawa.jp/